

公益財団法人 日中医学協会

定 款

公益財団法人日中医学協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日中医学協会と称し、英文では The Japan China Medical Association と称し、中文では日中医学協会と称する。

(事業所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本と中国の医学、歯学、薬学、看護学、介護等の医療関連諸領域における交流事業を行い、日中両国及び日中両国を中心としたアジア地域の保健医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究助成及び学術的共同研究の実施
 - (2) 学術会議
 - (3) 医療協力事業の受託及び支援活動
 - (4) 調査・情報収集、広報啓発活動
 - (5) 人材育成
 - (6) 招請、派遣
 - (7) その他この法人の目的達成のために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 理事会で、基本財産とすることを決議した財産
- (2) 公益法人への移行日以後に基本財産として寄附された財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 この法人は、基本財産について適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、予め理事会及び評議員会の決議を得るものとする。

(財産の管理・運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出するとともに、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類は、毎事業年度終了後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 12 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会の承認を得るものとする。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ承認を経なければならない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第 13 条 この法人に評議員 10 名以上 21 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 14 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ. 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ. 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ. 当該評議員の使用人

ニ. ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ. ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ. ロからニに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ. 理事

ロ. 使用人

ハ. 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ. 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会議員を除く。)

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者

の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。又、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(解任)

第16条 評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第17条 評議員に対して、各年度の総額が300万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員費用を弁償することができる。

3 前1及び2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、出席した評議員の中から評議員会において互選する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 評議員の選任及び解任

(2) 理事及び監事の選任及び解任

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 理事及び監事の報酬等の額

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

(6) 定款の変更

(7) 残余財産の処分

(8) 基本財産の処分又は除外の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 20 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時の評議員会を開催することができる。

(招集)

第 21 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会の招集通知は、各評議員に対し、開催日の 5 日前までに発する。

(定足数)

第 22 条 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議及び決議の省略)

第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員総数の 3 分の 2 以上をもって行わなければならない。

- (1) 評議員の解任
- (2) 監事の解任
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受
- (7) その他法令で定められた事項

3 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったこととみなす。

4 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員会の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 24 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員のうちからその評議員会において選任された議事録署名人の 2 人以上が記名押印しなければならない。

第6章 役員等

(役員を設置)

第 25 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事:10 名以上 21 名以内

(2) 監事:2 名以上 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、1 名を理事長とする。

3 第 2 項の会長及び理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、理事の内 4 名をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 26 条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 会長及び理事長並びに業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

4 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 この法人の監事には、この法人の理事及び評議員並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

6 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

3 理事長は、この法人を代表し、会長の意を受けてこの法人の業務を掌理する。

4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長、理事長及び業務執行理事は、事業年度毎に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会

の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。

4 理事又は監事は、辞任又は任期満了後においても、第 25 条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 30 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 31 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

(責任の免除及び限定)

第 32 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の役員等の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金 10 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(副会長)

第 33 条 この法人に副会長 7 名以内を置くことができる。

2 副会長は、学識経験者、専門家等のうちから、理事会において選任する。副会長は法人の代表権、業務執行権及び理事会での議決権を有しないものとする。副会長の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 副会長は、重要事項について理事会及び評議員会に出席して参考意見を述べ、又は提言することができる。

4 副会長は、無報酬とする。ただし、この法人の事業に従事又は協力した場合は、講演料、原稿料等を支給することができる。

(顧問)

第 34 条 この法人に、顧問を 10 名以内置くことができる。

2 顧問は、学識経験者、専門家等のうちから、理事会において選任する。その任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 顧問は、理事長の諮問に応じ参考意見を述べ、又、評議員会、理事会並びに理事長が必要と認める会議に出席して参考意見を述べることができる。

4 顧問に対する報酬は、評議員会において職務に従って算定した額を報酬として支給することができる。又、その職務を行うために要した費用(交通費等)を支払うことができる。

第7章 理事会

(設置)

第 35 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び理事長並びに業務執行理事の選定及び解職
- (4) 副会長及び顧問の選任及び解任
- (5) 評議員会の日時、場所及び議事に付すべき事項の決定
- (6) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (7) 委員会の設置、委員の選出及び解任

(招集)

第 37 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、業務執行理事が理事会を招集する。

3 理事会の招集通知は、各理事及び各監事に対し、開催日の 1 週間前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

(議長)

第 38 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長に事故があるときは、出席した理事の中から互選により、議長の職を担う者を決定する。

(定足数)

第 39 条 理事会は、議決権を有する理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議及び決議の省略)

第 40 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったこととみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録については、出席した代表理事及び監事が記名押印する。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条並びに第 14 条についても適用する。

(解散)

第 43 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 44 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第 46 条 この法人の事業を推進するために、理事会の議決を経て委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 47 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 48 条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事、評議員及び選考委員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書等
- (8) 事業報告及び計算書類並びにこれらの附属説明書
- (9) 監査報告
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 51 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

第 11 章 会員

(会員)

第 49 条 この法人の目的に賛同し、賛助する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(名誉会員)

第 50 条 この法人に名誉会員を置くことができる。

- 2 名誉会員は、理事会の推薦により、理事長がこれを指名する。
- 3 名誉会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第 12 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 51 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、第 10 条第 3 項の規定に従うほか、理事会の承認を経て理事長が別に定める。

(個人情報の保護)

第 52 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 13 章 公告の方法

(公告)

第 53 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、官報に掲載する方法による

ものとする。

第 14 章 補則

(細則)

第 54 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会又は評議員会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事

安達 勇、池谷田鶴子、江藤一洋、大柳治正、小川秀興、木村政之、近藤達也、酒谷 薫、篠崎英夫、田平 武、橋本敬太郎、羽生田 俊、林 謙治、平岡眞寛、星合 昊、武藤徹一郎、森岡恭彦、森山紀之

監事

金井 浄、杉本恒明

4 この法人の最初の代表理事は森岡恭彦、安達 勇、業務執行理事は江藤一洋、酒谷 薫、田平 武、林 謙治とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

池田 裕、石館光三、一戸達也、稲葉 裕、緒方 剛、金井隆典、黒川 顕、杉山 清、曾根智史、高橋和久、高松 研、中島信也、根本則道、範 江林、山口 建、山田陽城

附則

改定後のこの定款は、平成 27 年 6 月 4 日から施行する。